第五十七条中「都道府県労働局長」を「登録製造時等検査機関」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（都道府県労働局長が使用検査の業務を行う場合における規定の適用）

第五十七条の二　法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が前条の使用検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「登録製造時等検査機関」とあるのは「都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関」とする。

第六十二条第二項中「高圧ガス保安法」を「高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）」に改める。

第七十四条の二中「第一種圧力容器に係る」を「第七十三条第二項の」に、「における第七十三条第二項の規定の適用については」を「においては、同項の規定を適用する。この場合において」に改める。

第九十七条第一号イ及び第二号イ中「経験がある者であつて」を「経験がある者で」に改め、同条第三号イを次のように改める。

イ　次のいずれかに該当する者で、二級ボイラー技士免許試験に合格したもの

(1)　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）、高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）、高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。以下同じ。）又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修めて卒業した者で、ボイラーの取扱いについて三月以上の実地修習を経たもの

(2)　ボイラーの取扱いについて六月以上の実地修習を経た者

(3)　都道府県労働局長又は登録教習機関（法第七十七条第三項の登録教習機関をいう。）が行つたボイラー取扱技能講習を終了した者で、その後四月以上令第二十条第五号イからニまでに掲げるボイラーを取り扱つた経験があるもの

(4)　都道府県労働局長の登録を受けた者が行うボイラー実技講習を修了した者

(5)　(1)から(4)までに掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者

第百一条第一号ロ中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）」を「学校教育法」に改め、「大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）」を「大学」に改め、「高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）」を「高等専門学校」に改め、「その後」の下に「二年以上」を加え、「二年以上の」を削り、同項第二号ロ中「高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。以下同じ。）」を「高等学校」に改め、「その後」の下に「一年以上」を加え、「一年以上の」を削り、同条第三号を削る。

第百十三条中「ボイラー整備士免許は」の下に「、次の各号のいずれかに該当する者で」を加え、「者に」を「ものに」に改め、同条に次の各号を加える。

一　令第二十条第五号の業務の補助の業務に六月以上従事した経験を有する者

二　ボイラー（令第二十条第五号イからニまでに掲げるボイラーのうち小型ボイラーを除いたものをいう。）の整備の業務又は第一種圧力容器（令第六条第十七号イ又はロに掲げる第一種圧力容器のうち小型圧力容器を除いたものをいう。）の整備の業務に六月以上従事した経験を有する者

三　第九十七条第三号ロに掲げる者

第百十五条　削除

第百二十五条第一号中「第三条」を「第二条の二」に改める。

様式第十六号を次のように改める。

様式第16号（第15条、第44条、第60条、第79条関係）

再交付

（　　）検査証書替申請書

事業場の所在地		検査証番号	第　　号
事業場の名称			
種類			
最高使用圧力	MPa		
伝熱面積又は内容積	㎡・㎥		
再交付又は書替えの理由			

平成　　年　　月　　日

収入印紙

申請者　氏　名　　㊞

労働局長
労働基準監督署長　殿
登録製造時等検査機関

備考

1　表題の（　）には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。

2　表題の再交付及び書替のうち、該当しない文字は、抹消すること。

3　申請宛先は、移動式ボイラーのボイラー検査証であって再交付に係るものにあっては、当該ボイラー検査証を交付した者、移動式ボイラーのボイラー検査証であって書替えに係るもの及びその他のボイラー検査証にあっては所轄労働基準監督署長とすること。

4　都道府県労働局長が行う再交付又は書替えを申請する申請者にあっては、手数料は収入印紙を申請書に貼付して納入するものとし、その収入印紙は、申請者において消印しないこと。

5　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。